

第43号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年6月20日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

建築物の容積率に関する特例認定申請手数料等及びマンション管理に関する計画の認定申請手数料等を定めるとともに、建築基準法の改正に伴い規定を整備する必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の98の項の次に次のように加える。

98の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき
------	---	---------------------------	---------

別表第2の102の項の次に次のように加える。

102の2	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき
-------	---	---------------------------	---------

別表第2の103の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表105の項の次に次のように加える。

105の2	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき
-------	---	-----------------------------------	---------

別表第2の117の項及び118の2の項中「建築される」を「お

いて建築等をする」に改め、同表 1 1 9 の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表 1 1 9 の 2 の項中「基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「基づく建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表 1 2 8 の 6 の項の次に次のように加える。

1 2 8 の 7	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 4 の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	<p>マンション管理計画認定申請手数料</p> <p>長期修繕計画の数に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 長期修繕計画の数が 1 であるもの 4, 1 0 0 円</p> <p>イ 長期修繕計画の数が 2 以上であるもの 4, 1 0 0 円に 1 を超える長期修繕計画の数に 1, 8 0 0 円を乗じて得た額を加算した額</p>	認定申請のとき
--------------	--	--	---------

<p>128 の8</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画認定更新申請手数料</p> <p>長期修繕計画の数に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 長期修繕計画の数が1であるもの 4,100円</p> <p>イ 長期修繕計画の数が2以上であるもの 4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>更新申請のとき</p>
<p>128 の9</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画変更認定申請手数料</p> <p>変更認定申請1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第2項において準用する同法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準（以下こ</p>	<p>変更認定申請のとき</p>

の項において「変更に係る認定基準」という。)のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4, 800円

イ 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 4, 000円

ウ 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 4, 600円

エ 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 9, 800円

オ 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マ

ンション管理適正化
指針（以下この項に
おいて「都道府県等
マンション管理適正
化指針」という。）

の基準に係る事項

2,900円

カ アからオまで以外

の事項 2,000

円

キ 2以上の長期修繕

計画の変更に係る申

請の場合にあつて

は、1を超える長期

修繕計画の数に、次

に掲げる額を乗じて

得た額を合算した額

(ア) 変更に係る認定

基準のうち管理組

合の運営の基準に

係る事項 2,6

00円

(イ) 変更に係る認定

基準のうち管理規

約の基準に係る事

項 2,600円

(ウ) 変更に係る認定

		<p>基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 2, 800円</p> <p>(エ) 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 5, 200円</p> <p>(オ) 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又は都道府県等マンション管理適正化指針の基準に係る事項 1, 700円</p> <p>(カ) (ア)から(オ)まで以外の事項 900円</p>	
--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の128の6の項の次に次のように加える改正規定は、令和5年8月1日から施行する。